

HTLV-1総合対策の骨子

推進体制

国、地方公共団体、医療機関、患者団体等の密接な連携を図り、HTLV-1対策を強力に推進

●厚生労働省:

・HTLV-1対策推進協議会の設置

患者、専門家等が参画し、協議会での議論を踏まえて、総合対策を推進

・省内連携体制の確立と、窓口担当者の明確化

●都道府県: HTLV-1母子感染対策協議会

●研究班: HTLV-1・ATL・HAMに関連する研究班の総合的な班会議

研究班の連携強化、研究の戦略的推進

重点施策

1 感染予防対策

- 全国的な妊婦のHTLV-1抗体検査と、保健指導の実施体制の整備
- 保健所におけるHTLV-1抗体検査と、相談指導の実施体制の整備

2 相談支援(カウンセリング)

- HTLV-1キャリアやATL・HAM患者に対する相談体制の整備
- ・相談従事者への研修の実施やマニュアル等の配布
- ※相談体制の構築や手引きの作成等において、患者団体等の協力も得ながら実施

3 医療体制の整備

- 検査精度の向上や発症リスクの解明に向け、標準的なHTLV-1ウイルスのPCR検査方法等の研究の推進
- ATL治療に係る医療連携体制等の整備、地域の中核的医療機関を中心としたHAMの診療体制に関する情報提供
- ATL及びHAMの治療法の開発・研究の推進、診療ガイドラインの策定・普及

4 普及啓発・情報提供

- 厚生労働省のホームページの充実等、国民への正しい知識の普及
- 母子感染予防のため、ポスター、母子健康手帳に挟むリーフレット等を配布
- 医療従事者や相談担当者に対して、研修等を通じて正しい知識を普及

5 研究開発の推進

- 実態把握、病態解明、診断・治療等の研究を総合的・戦略的に推進
- HTLV-1関連疾患研究領域を設け、研究費を大幅に拡充

第一種感染症指定医療機関の指定の促進について

○指定基準

各都道府県 1か所 2床

* 平成11年3月19日健医発第457号厚生省保健医療局長通知「感染症指定医療機関の指定について」参照

○現状

指定済 32都道府県
38医療機関 73床

* 平成23年4月1日現在

未指定 15県

平成18年7月総務省より第一種感染症指定医療機関の指定が進んでいないことについて勧告

未指定の県においては医師会、医療機関関係者等との調整により早期の指定

○補助金の活用

- ・保健衛生施設等施設・設備整備費補助金(感染症指定医療機関)
- ・医療施設運営費等補助金(感染症指定医療機関運営事業)

動物由来感染症対策について①

●狂犬病予防対策

- * 長い潜伏期の後に発症するとほぼ100%死亡。
- * 世界では年間55000人が狂犬病で死亡
- * 日本でも2006年に輸入感染症例 2例

狂犬病予防法に基づく犬の予防注射率

年	登録頭数(前年比)(a)	予防注射頭数(前年比)(b)
20	6,804,649 (101%)	5,095,903 (100%)
21	6,880,844 (101%)	5,112,401 (100%)
22※	6,778,184 (99%)	4,961,401 (100%)

(出典)衛生行政報告例

※:東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県の数値には一部含まれないところがある。

国内飼育犬の登録・予防注射の徹底、
万が一の侵入に備えた危機管理体制の確立が必要

動物由来感染症対策について②

●獣医師の届出対象感染症について

- サル : エボラ出血熱、マールブルグ病、結核、細菌性赤痢
プレーリードッグ : ペスト
イタチアナグマ、タヌキ、ハクビシン : 重症急性呼吸器症候群
(SARS)
鳥類 : インフルエンザ(H5N1)、ウエストナイル熱、
犬 : エキノコックス症



獣医師より届出を受けた都道府県においては、感染症法に基づき、
* 積極的疫学調査の実施
* ねずみ族・昆虫等の駆除等のまん延防止措置
* その他人への感染防止のための所要の措置
が必要

動物由来感染症対策について③

●その他

(1)蚊が媒介する感染症対策等について

* チクングニア熱

国内発生時に必要に応じた媒介蚊の駆除等の対応が可能となるよう感染症法の四類感染症に位置付け(平成23年2月1日施行)。これまでのところ、発症前の渡航歴から国内感染が疑われる事例は確認されていない。

発生時の対応等について、引き続き注意が必要。

(2)動物の輸入届出制度について

輸入動物(哺乳類と鳥類対象。)を由来する人への感染症の感染防止を目的に、平成17年9月1日から施行。万が一感染症に感染している疑いのある動物の輸入が判明した場合は、感染症法に基づき、積極的疫学調査や人への感染防止のための所要の措置について、各自治体の協力が必要。

性感染症に関する特定感染症予防指針の改正(概要)

- 「性感染症に関する特定感染症予防指針」は、総合的に予防のための施策を推進するため、感染症法(第11条第1項)の規定に基づいて定められている。
指針の対象疾患：性器クラミジア感染症、性器ヘルペス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒、淋菌感染症
- 前回の改正(平成18年11月)から5年が経過するため、厚生科学審議会感染症分科会感染症部会において検討を行い、改正を平成24年1月19日に告示した。

改正のポイント

1. 発生の予防・まん延の防止

- コンドームによる予防に加え、コンドーム以外の予防方法等に関する情報提供を推進
 - ・ワクチンが「尖圭コンジローマ」の予防にも有効であることの情報提供を推進
 - ・コンドームだけでは防げない性感染症があることや正しい使い方等具体的情報の普及啓発を推進
- より精度の高い「病原体検査」を推進
 - ・性器クラミジア感染症・淋菌感染症について、精度の高い「病原体検査」を推進
 - ・簡便な尿検査により病原体検査を実施できることを明記
- 個人の実情・心情等に配慮した普及啓発等の実施
 - ・感染者のパートナーの意向を尊重して情報提供や支援を実施することを明記
 - ・犯罪被害者支援、緊急避妊のための診療の場での総合的な支援の必要性を明記

2. 医療の提供

- 学会等と連携した医療の質向上の取り組みの推進
 - ・性感染症の専門家養成のための教育・研修機会の確保を推進
 - ・標準的な診断や治療の指針等について積極的に情報提供・普及を推進
- 医療へのアクセスの向上
 - ・若年者等が受診しやすい医療体制の整備や、検査から受診につながる環境づくりを促進
 - ・検査や治療について分かりやすい情報提供の実施

3. 情報収集・調査研究

- 発生動向のよりの確な把握のため、指定届出機関(定点)の指定の基準づくりを実施
- 性感染症のリスクに関する意識や行動についての調査を実施

B型肝炎訴訟の経緯について

【 先行訴訟 】

- 平成元年、B型肝炎患者ら5名が、集団予防接種における注射器連続使用によってB型肝炎ウイルスに感染したとして、国を提訴。
- 平成12年一審判決では、国側勝訴。平成16年高裁判決では、国側一部敗訴。
- 平成18年6月、最高裁判決により国の損害賠償責任が認められ、1人あたり550万円(慰謝料500万円+弁護士費用50万円)を支払った。



【 現在係争中の訴訟 】

- 平成20年3月以降、先行訴訟の原告と同様の状況にあるとして、全国で約2100名が国を提訴中。
- 平成22年3月12日(札幌地裁)に、和解協議に入れるか否かについて検討を求められ、5月14日(札幌地裁)に、裁判所の仲介の下で和解協議の席に着く旨を表明。
- 平成23年1月11日及び4月19日に、札幌地裁から和解の考え方(所見)が提示され、それぞれについて原告側が受け入れ、また、政府側も与野党から一定の理解を得て受け入れを表明。
- 平成23年6月28日に、与野党から一定の理解を得て「基本合意書」の締結及び「政府基本方針」の表明
- 平成23年7月29日に、「B型肝炎訴訟の全体解決の枠組みに関する基本方針」を閣議決定。
- 平成24年1月13日に、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」施行。

基本合意書について

基本合意書

集団予防接種等(予防接種及びツベルクリン反応検査)の実施に際し、注射器等(注射針及び注射筒等、以下同じ)の連続使用が行われたことにより、多数の接種者にB型肝炎ウイルス感染の危険が生じ、国がその被害の発生・拡大を防止しなかったことにより、数十万人とも推計される方々に感染被害が生じた。これにより、感染被害者及びその遺族の方々は、長期にわたり、肉体的、精神的苦痛を強いられている。また、感染による偏見・差別を受けたり、経済的負担を余儀なくされている方々も多数いる。

この感染被害について、国が損害賠償責任を負うべき場合のあることは、最高裁判所平成18年6月16日第二小法廷判決によって明らかにされているところであり、多くの感染被害者及びその遺族の方々は、この判決を受けて国が広く救済措置を講ずることを期待していたが、国は、この判決は、5名の被害者に係るものであり、必ずしも全ての事案を解決する一般的な基準とはならないと考えた。このため、感染被害者及びその遺族の方々に対する救済措置が講じられなかったことから、全国の感染被害者及びその遺族が、紛争の全体的解決を求めて新たに国家賠償請求訴訟を提訴し、現在、全国10地裁に別紙訴訟事件目録(1)及び(2)記載の各訴訟事件が係属している。

上記各訴訟事件については、平成22年5月以降、裁判所の仲介の下、和解による解決に向けた協議が進められてきたが、平成23年1月11日及び同年4月19日に札幌地方裁判所から所見(「基本合意書(案)」)が提示され、当事者双方は、本件を早期かつ全体的に解決する観点から、これらをいずれも受諾した。

こうした経緯を踏まえ、上記各訴訟事件に係る全国B型肝炎訴訟原告団・同弁護士団と国(厚生労働大臣)は、同訴訟事件及び今後係属することのある同種訴訟に係る紛争を和解により解決するべく、そのための基本的事項につき、以下のとおり合意する。

第1 責任と謝罪

国(厚生労働大臣)は、集団予防接種等の際の注射器等の連続使用により、B型肝炎ウイルスに感染した被害者の方々に甚大な被害を生じさせ、その被害の拡大を防止しなかったことについての責任を認め、感染被害者及びその遺族の方々に心から謝罪する。

厚生労働省ホームページのB型肝炎訴訟に関するページ

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

検索 大 特大

ご意見募集やバックコメントは:

テーマ別に探す 報道・広報 政務について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申

ホーム > 社説について > 分野別社説一覧 > 健康・医療 > B型肝炎訴訟について

B型肝炎訴訟について～B型肝炎ウイルス感染者の救済のための特別措置法が施行されました～

B型肝炎訴訟は、はしかを受けた集団予防接種等の際、注射器が連続使用されたことによりB型肝炎ウイルスに感染したとされる方が、国に対して損害賠償を求めた裁判について、裁判所の仲介の下で和解協議を進めた結果、平成23年6月に、国と原告との間で「基本合意書」を締結し、基本的な合意がなされました。今後訴訟をされる方への対応も含めた全体の解決を図るため、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」が平成24年1月13日から施行され、裁判上の和解に基づき、法に基き給付金等が支給されます。

給付の仕組みの概要

(1) 対象者
対象者の認定については、裁判所による和解手続等によって行います。対象者は、7歳になるまでの間に集団予防接種等(昭和23年から昭和63年までの間に係る)の接種により、B型肝炎ウイルスに感染した方及びその方から母子感染した方(これにわたる方々の相続人を含む。)になります。

(2) 給付金等の支給とその金額
上記(1)の対象者又はその相続人の方は、確定判決又は和解調停等社会保険診療報酬支払基金に提出し、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金を請求します。特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の額は以下のとおりです。

病態等	金額
死亡・肝がん・肝硬変(重度)	3,600万円
肝硬変(軽度)	2,500万円
慢性B型肝炎(二の者は除く。)	1,250万円
除斥期間が経過した慢性B型肝炎	
(i) 現在、慢性肝炎に罹患している者 等 (※1)	300万円
(ii) 過去、慢性肝炎に罹患した者のうち、(i)以外の者	150万円
無症候性持続感染者(への者は除く。)	600万円
除斥期間が経過した無症候性持続感染者	50万円

関係法令

- 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法 [181KB] 1月24日
- 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行令 [84KB] 1月24日
- 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則 [71KB] 1月24日
- 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令 [469KB] 1月24日

関係資料

- 法の概要 [218KB] 1月24日
- 内閣総理大臣の談話(平成23年6月28日) [99KB]
- 厚生労働大臣の談話(平成23年6月28日) [99KB]
- 政府基本方針(平成23年6月28日) [204KB]
- 「B型肝炎訴訟の全体的解決の経緯」に関する基本方針(閣議決定)について(平成23年7月29日)
- 各種通知 [187KB]
- 様式集
- 各地の弁護士連絡先(外部リンク)
- 各市区町村における予防接種台帳の保存状況(厚生労働省調べ) [726KB]
- 肝疾患診療連携拠点病院の一覧(外部リンク)
- 肝疾患専門医療機関の一覧(厚生労働省調べ)全[3版] [2,338KB]
- 【分割版はこちらから】
- 北海道～神奈川県 [940KB]
- 新潟県～鳥取県 [1,107KB]
- 岡山県～鹿児島県 [999KB]
- がん診療連携拠点病院の一覧 [288KB]
- Q & A

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の概要

集団予防接種等(集団予防接種及び集団ツベルクリン反応検査)の際の注射器の連続使用によるB型肝炎ウイルスの感染被害の全体的な解決を図るため、当該連続使用によってB型肝炎ウイルスに感染した者及びその方から母子感染した者を対象とする給付金(下記2.の(1)から(4)までをいう。以下同じ。)の支給、給付金の支給事務を行う法人、給付金に充てるための基金に関する措置その他所要の措置を講ずる。

1. 対象者

- 対象者は、昭和23年から昭和63年までの集団予防接種等における注射器の連続使用により、7歳になるまでの間にB型肝炎ウイルスに感染した者及びその方から母子感染した者(特定B型肝炎ウイルス感染者)
- 対象者の認定は、裁判上の和解手続等(確定判決、和解、調停)において行う。

2. 特定B型肝炎ウイルス感染者を対象とする給付金の支給

- 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金

イ 死亡・肝がん・肝硬変(重度)	3,600万円	
ロ 肝硬変(軽度)	2,500万円	
ハ 慢性B型肝炎(二の者は除く。)	1,250万円	
ニ 除斥期間が経過した慢性B型肝炎		
(i) 現在、慢性肝炎に罹患している者 等 (※1)	300万円	(※1) 現に慢性肝炎に罹患していないが、治療を受けたことのある者
(ii) 過去、慢性肝炎に罹患した者のうち、(i)以外の者	150万円	
ホ 無症候性持続感染者(への者は除く。)	600万円	
ヘ 除斥期間が経過した無症候性持続感染者	50万円	
- 訴訟手当金: 弁護士費用、検査費用を支給
- 追加給付金: 病態が進展した場合、既に支給した(1)の金額との差額を支給
- 定期検査費等(※2): 無症候性持続感染者の慢性肝炎又は肝がんの発症を確認するための検査に係る一部負担金相当等(※3)を支給
- 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の請求には、5年間の請求期限を設ける。(※2)母子感染防止医療費、世帯内感染防止医療費、定期検査手当 (※3)母子感染防止もしくは世帯内感染防止のための医療費の一部負担金又は定期検査手当
- 給付金の支給事務は、社会保険診療報酬支払基金が行う。

3. 費用

社会保険診療報酬支払基金に給付金の支給に要する費用に充てるための基金を設置し、政府が交付する資金をもって充てる。

4. 財源(附則)

政府は、平成24年度から平成28年度までの各年度において支払基金に対して交付する資金については、平成24年度において必要な財政上及び税制上の措置を講じて、確保する。

5. 見直し規定(附則)

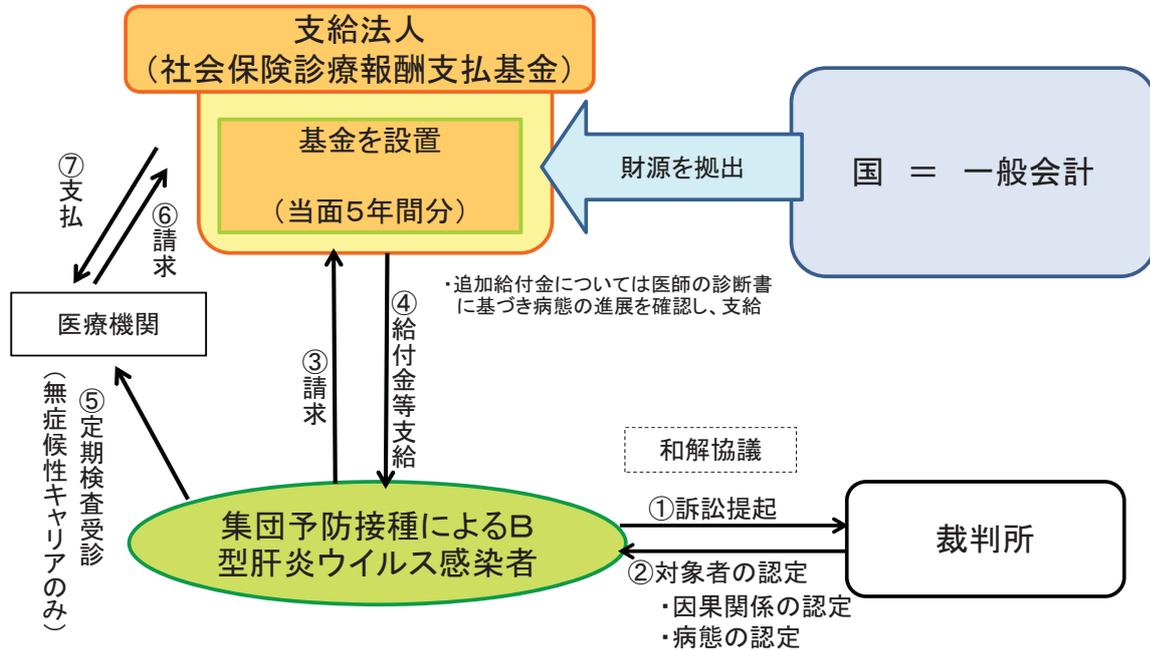
施行後5年を目的に給付金の請求の状況を勘案し、請求期限及び財源について検討し、必要に応じて所要の措置を講ずる。

【公布日】平成23年12月16日 【施行日】平成24年1月13日(一部の規定については、公布の日から施行)

支給スキームのイメージ

○ 支給スキームについて

- ・裁判所によって対象者を認定。
- ・その者の請求に基づき、給付金等を支給。
- ・支給法人(社会保険診療報酬支払基金)に新たに基金を設置し、当該基金から給付金等を支給。



特定B型肝炎ウイルス感染者定期検査費等受給者証

様式第二号 (第二十条関係)

(2ページ)

(1ページ)

特定B型肝炎ウイルス感染者定期検査費等受給者証									
公費負担者番号									
公費負担医療の受給者番号									
受給者	住所								
	氏名								
	生年月日	年 月 日生						男・女	
発行者名称		年月日							
		社会保険診療報酬支払基金理事長 印							

定期検査受診票				
_____年				
①血液学的検査、②画像検査(腹部エコー)				
受診回	1回目	2回目	3回目	4回目
受診年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
医療機関名				
医師名	印	印	印	印
③画像検査(造影CT若しくは造影MRI又は単純CT若しくは単純MRI)				
受診回	1回目	2回目		
受診年月日	年 月 日	年 月 日		
医療機関名				
医師名	印	印		
<small>※ 担当医師は、該当する回の受診年月日、医療機関名、医師名の欄に記入いただき、ご本人にお渡し下さい。 ※ この票は、年(1月~12月)を単位として記入してください。</small>				

B肝特措法の周知について

配布を予定しているリーフレット

B型肝炎ウイルス感染者の救済のための特別措置法が施行されました。

～対象者の方に、法に基づく給付金等が支給されます～

B型肝炎訴訟について

B型肝炎訴訟は、幼少期に受けた集団予防接種の際に、注射器が連続使用されたことによってB型肝炎ウイルスに持続感染したとされる方々が、国に対して損害賠償を求めている集団訴訟です。この訴訟については、裁判所の仲介の下で和解協議を進めた結果、平成23年6月に、国と原告との間で「基本合意書」を締結し、基本的な合意がなされました。

今後提訴をされる方々への対応も含めた全体の解決を図るため、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」が平成24年1月13日から施行され、裁判上の和解等が成立した方に対し、法に基づく給付金等が支給されます。

給付金等の額

給付金の金額等は以下のとおりです。

■ 死亡・肝がん・肝硬変（重度）	3,600万円
■ 肝硬変（軽度）	2,500万円
■ 慢性肝炎	1,250万円（※1）
※1 20年の除斥期間を経過した者については、現在も慢性肝炎の状態にある者等：300万円 現在は治療している者：150万円	
■ 無症候性キャリア	50万円+定期検査費等（※2）
※2 20年の除斥期間を経過していない者については、600万円	

（注1）「除斥期間」について

「不法行為の時」から20年間を経過すると、「除斥期間」という制度により損害賠償請求権が消滅することとされています（民法724条）。

B型肝炎訴訟では、除斥期間の起算点（「不法行為の時」）については、① 無症候性キャリアの方については集団予防接種等を受けた日になりますが、② 慢性肝炎を発症した方の起算点は、その症状が発症した日になります。

（注2）除斥期間を経過した無症候性キャリアについて

除斥期間を経過した無症候性キャリアについては、給付金50万円に加え、以下の費用が支給されます（それぞれ回数に上限があります）。

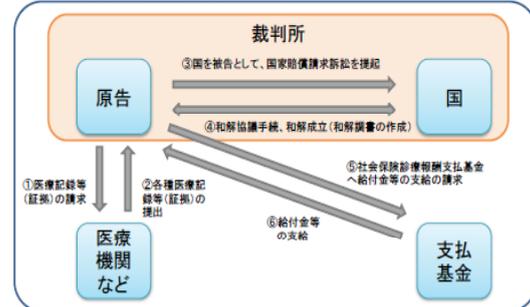
- ・ 定期検査費用（実費、年4回まで）
- ・ 定期検査手当（定期検査1回につき15,000円、年2回まで）
- ・ 母子感染防止のためのワクチン接種などの費用（実費）
- ・ 世帯内家族の感染防止のためのワクチン接種などの費用（実費）

対象者の認定と手続き

対象者の認定は、裁判所による和解協議等によって行います（裏面図参照）。

対象者は、7歳になるまでの間における集団予防接種等（昭和23年から昭和63年までの間に限る）の際の注射器の連続使用により、B型肝炎ウイルスに持続感染した方及びその方から母子感染した方（これらの方々の相続人を含みます。）になります。

和解協議で提出すべき証拠資料の内容など詳細につきましては、厚生労働省ホームページに掲載している「B型肝炎訴訟の手引き」などをご覧ください（お住まいの自治体や医療機関等でも配布しています。）。



肝炎ウイルス検査について

B型肝炎ウイルスについては、集団予防接種等の際の注射器の連続使用を含め、様々な感染経路があり、かつ、本人の自覚なしに感染している可能性があります。このため、過去に肝炎ウイルス検査を1回も受けたことがない方については、少なくとも1回は肝炎ウイルス検査を受けていただくことが望ましいと考えます。

B型肝炎ウイルス検査は、お近くの保健所や医療機関で無料または低額で受けることができます。詳細は、お住まいの自治体にお問い合わせください。

（参考）肝炎の検査についてのパンフレット（厚生労働省作成）は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou09/pdf/05.pdf>

厚生労働省では、和解の仕組みを分かりやすくお知らせする「B型肝炎訴訟の手引き」などの関係資料をホームページに掲載しているほか、電話相談窓口を設置しています。

厚生労働省ホームページ【B型肝炎訴訟について】

<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou/b-kanen/>

【本件に関する照会先】 厚生労働省電話相談窓口
電話 03-3595-2252（年末年始を除く平日9時～17時）

